

社会福祉法人大井町社会福祉協議会役員・評議員選任規程

〔昭和61年4月1日
大社協規程第2号〕

改正	平成5年12月21日大社協規程第2号
改正	平成8年3月29日大社協規程第1号
改正	平成8年5月23日大社協規程第2号
改正	平成17年3月28日大社協規程第2号
改正	平成23年1月12日大社協規程第1号
改正	平成25年3月21日大社協規程第1号
改正	平成28年3月31日大社協規程第1号
改正	平成29年1月27日大社協規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大井町社会福祉協議会定款第7条及び第19条の規定に基づき、役員・評議員の選任に関し必要な事項を定める。

(理事の選任)

第2条 理事は、評議員会において次の区分により選任する。

- | | | |
|-----|--------------|-------|
| (1) | 自治会長 | 1名 |
| (2) | 民生委員児童委員協議会 | 1名 |
| (3) | 社会福祉施設 | 1名 |
| (4) | 社会福祉に関係ある団体 | 3名～4名 |
| (5) | 社会福祉に関心を持つ団体 | 1名～2名 |
| (6) | 関係行政機関 | 1名 |
| (7) | 有識者 | 2名 |

(監事の選任)

第3条 監事は、評議員会において次の区分により選任する。

- | | | |
|-----|--------|----|
| (1) | 自治会長 | 1名 |
| (2) | 関係行政機関 | 1名 |
| (3) | 有識者 | 1名 |

(評議員の選任)

第4条 評議員は、次の区分による会員の中から指名又は推薦された者について選任する。

- | | | |
|-----|-------------|-----|
| (1) | 自治会長 | 17名 |
| (2) | 民生委員児童委員協議会 | 3名 |
| (3) | 社会福祉施設 | 1名 |

(4) 社会福祉に関係ある団体 3名～5名

(5) 社会福祉に関心を持つ団体 4名～6名

(評議員の委嘱)

第5条 前条の区分により指名又は推薦された者について、理事会の推薦を得て評議員選任・解任委員会で選任し、会長が委嘱する。

2 評議員は、その期間中に前条各号の委嘱区分の要件を欠いた場合であっても任期中はなお要件を満たしているものとみなす。ただし、委嘱区分からの変更の申し出があればその限りでない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年1月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日において、現に役員又は評議員である者については、その在任期間の上限を超える場合であっても、改正後の社会福祉法人大井町社会福祉協議会役員・評議員選任規程第6条に規定する任期の終期までの間は、解嘱され、又は解任されないものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。